

経済産業省

20141222 商局第 1 号

平成 27 年 1 月 22 日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

「電気用品の範囲等の解釈について」の一部改正について

電気用品の範囲等の解釈について（平成 24・03・21 商局第 1 号）を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、施行日から適用する。

電気用品の範囲等の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の範囲等の解釈について（平成24・03・21商局第1号）

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>I 一般電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定電気用品</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 電動力応用機械器具関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「電気マッサージ器」とは、あん摩マッサージ及びそれに類似する目的で使用するものをいう。なお、効果効能を謳うものは<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)</u>の対象にもなる。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>7. その他の交流用電気機械器具関係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)「直流電源装置」については、次のように取り扱う。</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ 次のいずれかに該当するときは、「その他の特殊な構造のもの」と解釈し、対象外として取り扱う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(ロ)医薬品医療機器等法第二条第五項に掲げる高度管理医療機器又は第六項に掲げる管理医療機器として一体で用いるために設計・製作されるとき。この場合において、「一体」とは、当該医療機器を構成するものとして医薬品医療機器等法の承認又は認証を受けることを</u></p>	<p>I 一般電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定電気用品</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 電動力応用機械器具関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「電気マッサージ器」とは、あん摩マッサージ及びそれに類似する目的で使用するものをいう。なお、効果効能を謳うものは<u>薬事法</u>の対象にもなる。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>7. その他の交流用電気機械器具関係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)「直流電源装置」については、次のように取り扱う。</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ 次のいずれかに該当するときは、「その他の特殊な構造のもの」と解釈し、対象外として取り扱う。</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>

いい、これらの医療機器以外の機械器具にも用いられるときを除く。

(ハ)電子計算機、無線通信機、自動制御機器等に組み込むために特別に設計・製作される時。この場合において、「特別に設計・製作される」とは、専ら当該機械器具に取り付けることを前提として設計・製作され、当該機械器具に内蔵される時に限る。(このことは、以下同様とする。)

(ニ) 防爆構造である時。

(ホ) 工場又は事業場の配電盤、計器盤等に付属して用いられる時。

(ヘ) (イ)から(ホ)までのほか、ある特定の機械器具に組み込むために特別に設計・製作される時。

三 (略)

II 及び III (略)

(ロ)電子計算機、無線通信機、自動制御機器等に組み込むために特別に設計・製作される時。この場合において、「特別に設計・製作される」とは、専ら当該機械器具に取り付けることを前提として設計・製作され、当該機械器具に内蔵される時に限る。(このことは、以下同様とする。)

(ハ) 防爆構造である時。

(ニ) 工場又は事業場の配電盤、計器盤等に付属して用いられる時。

(ホ) (イ)から(ニ)までのほか、ある特定の機械器具に組み込むために特別に設計・製作される時。

三 (略)

II 及び III (略)